



令和元年10月1日から 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する 3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます

※0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、認可保育所、認定こども園等

- ◆ 3歳から5歳の全ての子どもの利用料が無償化
- ◆ 0歳から2歳の子どもは、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化
- ☑ 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- ☑ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。
- ☑ 国の制度の無償化に伴い、副食(おかず・おやつ等)の費用は実費負担となりますが、三次市の対応については、現在検討中です。

幼稚園の預かり保育

- ◆ 保育の必要性の認定を受けた、3歳から5歳までの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化
- ☑ 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ☑ 満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化

認可外保育施設等(※2)

- ◆ 保育の必要性の認定を受けた、3歳から5歳までの子どもで保育所等(※3)を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化
- ☑ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

※2 届出済認可外保育施設、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、子育てサポート事業(送迎のみ除く)

※3 認可保育所等、一定基準(平日8時間、年間200日以上)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園

障害児通園施設等(※4)

- ◆ 3歳から5歳(※5)の子どもの利用者負担を無償化
- ☑ 幼稚園、認可保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象

※4 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※5 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

幼児教育・保育の 無償化の対象と範囲	私学助成幼稚園		認 可 保育所等	認 可 外 保育施設等
	教育	預かり保育		
3～5歳	○ (上限25,700円)	○(※6) (上限11,300円)	○	○(※6) (上限37,000円)
満3歳 (3歳になった日から 最初の3月31日まで にある子ども)	○ (上限25,700円)			
市民税非課税 世帯の満3歳 (3歳になった日から 最初の3月31日まで にある子ども)	○ (上限25,700円)	○(※6) (上限16,300円)		
市民税非課税 世帯の0～2歳			○	○(※6) (上限42,000円)

※6 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要

☑ 認可保育所等と子育てサポート事業の併用は対象となりません。